

平成18年4月伊賀南部環境衛生組合議会第146回臨時会会議録

平成18年4月24日（月曜日）

議事日程

平成18年4月24日（月曜日）午後1時30分開議

- 日程第1 議席の指定  
第2 会議録署名議員の指名  
第3 会期の決定  
第4 諸般の報告  
第5 副議長の選挙  
第6 議案第4号 財産の取得について  
第7 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
第8 議案第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員

梶田 淑子 勝矢 節義 中岡 久徳 橋本 隆雄 橋本マサ子  
宮崎 由隆 柳生 大輔 山岡 耕道 山下 松一 山村 博亮

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者	亀井 利克	副管理者	今岡 睦之
副管理者	松本 豊明	収入役	森岡 繁一
事務局長	山北 政美	清掃工場建設担当理事	山崎 幸雄
総務担当参事	城山 廣三	総務室長	廣田 進
業務室長	筒井 公治	清掃工場建設室長	夏秋 佳生

事務局職員出席者

書記長 黒岩 良信 書記次長 谷川 恵一  
書記 大西 昌男



議長(山村博亮) 日程第5、これより副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(山村博亮) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することに致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(山村博亮) ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。副議長に中岡久徳議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、議長において指名をいたしました中岡久徳議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(山村博亮) ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました中岡久徳議員が副議長に当選をされました。ただいま、副議長に当選されました中岡久徳議員が議場におられますので本席から会議規則第29条第2項の規定により当選を告知いたします。この際中岡久徳議員の発言を許可いたします。中岡久徳議員。

(副議長中岡久徳登壇)

副議長(中岡久徳) ただいま、皆様からご推薦して副議長にならしていただきました中岡でございます。いろいろと大事業が始まる本年でございます。皆様と心を一つにして事業が立派に仕上がる様に頑張りたいと思えますので、皆様のご協力宜しく願いいたします。有難うございました。

~~~~~

日程第6 議案第4号 財産の取得について

議長(山村博亮) 日程第6 議案第4号 財産の取得についてを議題といたします。議案を朗読させます。議会書記長。

(議会書記長が議案を朗読)

議長(山村博亮) 提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者(亀井利克) ただいま上程されました議案第4号 財産の取得について、提案

理由のご説明を申し上げます。

本議案は地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき（仮称）伊賀南部環境衛生組合新清掃工場建設事業に伴う土地の取得について議会の議決をお願いするものでございます。当該土地につきましては伊賀市奥鹿野地内の土地で所有者4名、面積19,566.67平方メートルを総額4,501万5,386円で取得するものでございます。土地の単価につきましてはいずれも1平方メートル当りで山林1,300円、田3,200円、荒廃田2,560円でございます。ご承認を賜わり次第仮契約を本契約として用地を取得して参りますので、なにとぞ宜しくご審議の上、ご賛同賜ります様お願いを申し上げ提案理由の説明といたします。

議長(山村博亮) これより質疑を行います。梶田淑子議員。

議員(梶田淑子) この財産取得に係わって数点お尋ねをいたします。先日18日の名張市の都市計画審議会において、付帯条件付きにて了承の旨を提出されましたが、その条件を満たす為には確実なご答弁もいただいている中で本日の財産取得については、少し早すぎるのではないかと思いますので納得出来る説明をお願いいたします。

先ず、12月26日の組合議会なり2月の組合議会におきましても、桐ヶ丘の自治会からの反対に対してどうするのですか。との質問に対して、同意を得る努力をする。と、答えられましたが、その後どのように進められたのか。2月の議会以降の実態を報告してください。反対要望が出ている桐ヶ丘地区との交渉過程だけをお答えください。

次に、本当に中継所を造る予定があるのなら、既に場所ぐらひは案としてお考えだと思いますが前向きに取り組む姿勢の証として何箇所ぐらひ、どの辺りに案としてお考えなのかお答え下さい。

それから、環境への影響につきましては機種によって変わりますが機種は決まりましたか。

次に、危機管理面から現場を数回見て参りましたが桐ヶ丘の地元の人に聞くと雨が降れば山なり谷からすごい水量が音をたてて流れてくる。水脈が通っていて地震が起これば液状化の心配もあるとの様な場所であると考えますが、調査をしてみましたか。その地域に活断層は無く想定活断層だけであると、担当の方では言われておりましたが、実際に地震の研究をなさっている方から資料をいただいておりますが、活断層が存在しております。後程当局にお渡ししたいと思っておりますので、もう一度こ

の事を確認しておいてください。やはり危険が想定される場所への建築については十分な配慮が必要だと思いますがどの様にお考えですか。

最後にこれは伊賀市長にお答えをお願いをいたします。12月議会において、無償貸与の土地については伊賀市議会においてはまだ議論はしていない。無償とか有償とかのそういったことのある中で、まだ議会においては議論していないという事で決定はしていない。とのご答弁をいただきました。この件について伊賀市議会において、その後どの様な議論をなされましたか。お答え下さい。以上です。

議長(山村博亮) 清掃工場建設担当理事。

清掃工場建設担当理事(山崎幸雄) はい。それでは梶田議員のご質問にお答えを申したいと思います。桐ヶ丘の状況はどうか。と、いうことでございますが、2月の議会が終わってから行っているのかどうかという事でございますが。3月、4月はちょうど自治会の役員の改選でございまして、桐ヶ丘も当然、自治会長の選挙なりそういうものが行われまして自治会長も先だって決まったところでございますので。従いまして、また自治会長に今後説明に参らしていただくと。こう言うことでご理解をいただきたいと思っております。

それから中継所の件でございしますが、これも審議会の中でもお話しました様に未だ議会にも説明を申しておりませんので、今後引きつづき検討させていただきたいと。こう言うことでございます。

それから機種は決まったか。という事でございますが、ご承知の通りごみ処理施設比較検討審査委員会を設置致しまして、その中で今現在発注条件の適合性について審議をしていただいております。内容につきましてはなるべく早い間に議会の方にご報告をさせていただきたいと考えております。

それから液状化の話でございしますが、液状化現象が起こりやすいと言われておりますのは海岸や川のそばの比較的地盤が緩く地下水位の高い砂地盤でございまして。従いましてその防止策としまして液状化を防ぐためにはどうするかと申しますと、地中に排水パイプを設置するとか、或いはしっかりした地盤まで基礎を入れる等の方法で液状化の被害を防ぐと。こう言うことでございまして、従いましてご説明申しました通り地下には堅い岩盤ございまして、そこまで基礎を持っていけば液状化を防げるかと。この様に考えております。活断層については室長よりご説明申し上げます。私からは以上でございまして。

副管理者（今岡睦之） 無償貸与の件であります。12月の時点ではまだ普通財産になってなかったものですから正式に議会にもお諮りをしておりませんが、その後普通財産に変更致したものですから3月に説明をして伊賀市議会としては了解をしていただいております。と、こういう状況でございます。

議長（山村博亮） 清掃工場建設室室長。

清掃工場建設室長（夏秋佳生） はい。活断層の関係でご質問いただいております。前回も都市計画審議会の中でもご答弁も申上げましたが伊賀地域の中には木津川断層とそれから名張断層。そして私どもの一番近いだろうといわれております、頓宮断層といわれる断層があるということで三重県の防災計画の中で位置づけられております。この頓宮断層につきましては前回も申上げましたが、甲賀町、現在の甲賀市付近から伊賀町、大山田にかけての南北に走っている断層でございます。その断層があるということは判明しております。そしてお話しもいただきましたが近くにはその現地の直接ではないんですが数キロ離れた所に想定活断層があるという事も伺っておりますがあくまでも想定段階であるということを知っております。そして、お話しをいただきました、議員さんよりお話しをいただきましたが資料を又いただきました。私どもとしても研究をしていきたいと思っております。前回も申上げております通り技術上の基準の通り地震力等に応じた構造耐力上の安全を確認出来るような施設造りを引き続き続けて参りたいと思っておりますので宜しくご理解をいただきたいと思っております。

議長（山村博亮） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） はい。今、数点お答えをいただきましたが、はっきりしたのは伊賀市の議会ではきちっと無償貸与の土地が議会において了承された。という点だけをはっきりお答えいただいただけで、後は地元の同意なり、そしてそういった中継所の問題、そういった事等もクリアされてない。そんな中で、じゃあ確実に地元同意も得られるかどうか。今日の時点では未だ定かでない訳ですから、そういうことをきちっと同意を得て確実なものになってから財産取得というふうになってもいいんじゃないかなあというふうに考えます。そしてこれ機種のことでもまだ検討中で、そういった発注条件も何も未だ私らには知らしてもらってない中なんですけれども。これにつきましては入札は指名になさるおつもりですか、競争になさるおつもりですか。その辺ちょっと聞かしてください。

今、危機管理の面から数点答えていただきましたが。やはりね、住民の皆さんからもよその実態、先日、奈良県の方のダムの中できた、そのダムが決壊した訳じゃないその土の土壌から吸い上げていた水分がずーと蓄積して上の方の土壌が痛んできたんで家が崩れてくると。そういう実態もある中でねやはりこれ、よほど注意して地点は調べていただいてね、大丈夫っていうそういうお答えをいただきたいんですね。ただ想定あの、こう考えてるっていうだけじゃあ無しに数字的にもどうなのかっていう事。で今お答えいただいた中で支持基盤が見つかったからそこにきっちりすれば大丈夫と。でも支持基盤っていうのは岩のことだと思うんですけども普通の平な岩でない以上はその特殊な現場打ちの杭をしていかならんとか。そういうふうな工事、基礎工事の内容はかなり変わって来ると思いますんでね、その辺の処は先日の予算計上された 65 億 8,300 万の中で 18 億のリサイクルの部分を除けばその施設の金額を除けば 43 億ぐらいと。そういう中できちっと本当に安心出来る様な整備が出来るのかどうか。その基礎がね、せやからそういうところをね、もう少し具体的にじゃあどの位何本ぐらいの杭を打っていくと。それについてはこれぐらいの予算もかかるとかね。これ安全面から言えばかなり重要な問題ですのでそういったところまで、もうお調べになって案として出来ているのかどうか。その辺はどうなっているかお答えください。

それから今の地震の問題なんですけれどもね、想定とか、きちっとされた活断層、推定活断層と活断層とは違うとはいいますがけれども、その辺のところも東南海地震なんかいわれてる中でね、住民の人達は非常にそういうことも不安に思っている訳です。ですからもう少し明快に解りやすくね、きちっとしたことをお答え下さい。だからね私はこの事について、いつお尋ねしてもじゃあ調べてみて数字的にこうです。だからこういう工法で行きますっていう具体的なお答えがないのでこれ何度もお尋ねするんですけれども、その辺のところを踏まえて頂く様にお願いします。

でまあ最後の聞かしていただいた中の入札の方法。指名競争の問題と、それからまあ 3 月、4 月に桐ヶ丘へこれからそれはできなかつたんで自治会が新しくなったら行きますっていう事ですけども同意をいただかなければ前には進めないとおっしゃってた以上は未だはつきりところが同意をいただいたっていう訳ではないと。そういう事の確認をした上で考えれば本当に財産取得こんなに急いでいいのかなあっていう懸念をもちますので、その辺のところをもう一度お答え下さい。

議長（山村博亮） 清掃工場建設担当理事。

清掃工場建設担当理事（山崎幸雄） はい。梶田議員のご質問のその機種をまあ入札のときどうするのかっていうことですが。これは競争入札でさせていただこうとこの様に考えております。それから桐ヶ丘の件ですが今、議員さん「同意」って申しましたけど議会でも「同意をいただく」ということは一切言ってごさいません。「ご理解をいただく」と、いうことですがので公害防止協定をさして頂く様努力をさしていただくとういう事ですがので宜しくご理解いただきたいと思ひます。基礎と活断層については室長の方から申上げますので宜しくお願ひします。

議長（山村博亮） 清掃工場建設室室長。

清掃工場建設室長（夏秋佳生） はい。支持力の問題で再度ご質問いただきましたが先程ご答弁申上げたのは私どもが地質調査を行ってきた結果に基づいての判断でございましてその調査結果に基づきますと、大規模な基礎工事を必要としないという判断をしております。そしておっしっていただいておりますように施設の計画につきましては詳細は未だ決まっております。従いましてメーカーさんが詳細に配置計画も作るようになっておりますそんな中では先ほど来も申上げてます通り国が求めております施設設置の技術上の基準を遵守した中でプラントメーカーが基礎工事も含めて実地して行くものというふうにお考えしております。宜しくお願ひ致します。

議長（山村博亮） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） はい。競争入札っていうふうに先程お答ひいただきましたが、その競争入札っていう事の中に先日から談合問題でそう言った炉のプラントメーカーの方の2社程入っておりますが、そういうのが新聞にのっておりますが、そういう事とのかかわりはどの様にお考えですか。そういった問題を起こっているところを競争入札にそのまま受け入れるのか、入れないのか。その辺のところをお答ひ下さい。

それから「桐ヶ丘の同意を得る。ということは一度も言った事がない。」っていうふうにおっしやっておりますけれども。しかし、ここでも前の議事録にもございまして、よそと協定結ぶときにも必ず「同意」という言葉も使っておりますし、それから確か「同意を得る事を」ということを2回か3回の議会でお答ひもいただいております。ですから「同意をいただく」ということは言っていない。」という事をはっきり言われる

んだったら今後、桐ヶ丘との話合いを進めて行くということについてはね「同意をいただく」という事的前提じゃなくてそれは「いない」ってということなんですか。そこら辺はつきりして下さい。

議長（山村博亮） 清掃工場建設担当理事。

清掃工場建設担当理事（山崎幸雄） はい。この間からし尿処理をめぐる談合事件で大阪地検特捜部が動いている訳でございますが当然、競争入札でございます。それでも名張市の入札規則に基づくものでございますので、当然その時点で指名停止処分があれば当然そこから競争入札からその業者は外させていただきますと。こういう事でございます。

それから桐ヶ丘でございますが、私どもはさっきも申しました通り公害防止協定。これを押さしていただく為にこれから鋭意努力をさせていただきますと。こういうことでございますのでご理解いただきたいと思います。

議長（山村博亮） 他に質疑はございませんか。橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） はい。用地取得につきましてお聞きをいたします。今、梶田議員の方からるご質問があった訳ですけれども、それにもかかわる事が出てくるかもわかりませんが、それにお答えいただきたいというふうに思います。

まず最初に全協の中でお答えいただきました、この山林と田の単価でございますけれども2社で鑑定をしていただいてその中間点と言いますか私から見せていただきますと高い方の部類に入るかなっていうふうに思う訳ですけれども、一応中間点を選んでいただいたというふうなご説明があったかというふうに思います。で、この用地を取得するにあたりましてこの場所を見せていただきますと山ですね、山林のところには木を育成しているところもありまして、多分これは売買につながる様ないいものではないかというふうに思うので、そういう意味では立木補償などがあるのではないかというふうに思います。用地取得とは別の補償をなさるんだというふうに思う訳ですけれどもこの点についてどのように考えていらっしゃるかというふうな事をお聞きしたいというふうに思います。

それから梶田議員からもご質問があった訳ですけれども奥鹿野、福川とは立地協定並びに公害防止協定を結んでいる訳ですけれども、伊勢路とか柏尾、桐ヶ丘に対して、ずっと以前から理解を得るために努力をしていくというふうなご答弁を何回も繰り返していらっしゃるかというふうに思います。で、今のご答弁にもありま

した様にこの3地区には公害防止協定を結んでいかれるというふうな事でしたが、それ以降私達がお答えを聞く以降なんら動きがなかったというふうな事で役員選挙の事もあって遅れてるというふうな事のご答弁でございましたけれども、やはり本日の議会に用地買収というふうな事をかけるのであれば、この間の努力っ  
ていいですかね、それが私は見えないのでないかというふうに思う訳です。ご理解をいただく為にはやはり一定の努力をして住民の皆さんの協力を得るっていう必要があるのではないかと思います、この辺についての動きが無かったかというふうに思います。で、公害防止協定を結んでいかれるというふうな事でしたけれどもその内容についてまだお示しが無い訳ですがこの内容は何時頃示していただけるのか。又、こういった内容もきちんと住民の皆さんに把握していただいた上でのご理解というふうになるのではないかというふうに思う訳ですけれども、その辺についてはどの様に考えていらっしゃるのか。というふうな事をお聞きしておきたいというふうに思います。それから公害防止協定と協定書を3月の議会で示していただいた訳ですけれども、ここの7条で、施設に投入される廃棄物の質及び量を把握し、というふうな事が謳われておりますけれどもこの質と量についての考え方をお聞きしたいというふうに思います。

機種選定につきましてはまだ結果が出てないというふうな事で先程ご答弁があった訳ですけれども。私は地元の皆さんにきちっと同意を得る。或いは理解を得る。というふうな時にはこの辺の事もはっきり住民の皆さん説明をしていただいて同意なりご理解なり得るという事が私は筋ではないかというふうに思う訳ですけれどもその辺についてどの様に考えていらっしゃるのかというふうな事。やはり機種によりまして様々与える環境などにも違いが出てくるのではないかというふうに思いますし、住民の皆さんも非常に心配されている部分があるかというふうに思う訳でありますけれども。その辺もきちっと見て行く必要があるというふうに思います。そういう点ではやはり内容についても住民の皆さんにきちんと説明をする必要があるのではないかというふうに思いますのでそのお考えを聞かせて下さい。

それからもう一つですが伊賀市及び名張市の都市計画審議会の答申を受けていただいてそれぞれの自治体で県知事の方に同意を得るための進達をされているかというふうに思います。で、その時に付帯意見がそれぞれ双方で付けられていたというふうな事も聞かせていただく訳ですけれども、その主な内容とそれに対する考え方

ですね払拭そのきちっと心配が払拭できるのかどうかというふうな事についてもお聞きをしておきたいというふうに思います。以上、先ず1点目の質問です。

議長（山村博亮） 清掃工場建設担当理事。

清掃工場建設担当理事（山崎幸雄） はい。それでは橋本マサ子議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ず最初の立木補償の件でございますが当然ご承知の見ていただいた通り立派な木も生えてございます。当然補償が必要でございますがこの立木補償の明細でございますが私どもは1本1本測らせ、数えさしていただきました。松が67本。それから檜が615本。それから杉が56本。広葉樹が295本でございます。で、それぞれ補償単価がございますので合計をいたしますと223万円とこれが立木補償の金額でございます。

それから2番目の他の3地区へ対しての理解を得る努力はということでございますが当然の事ながら努力をしている訳でございますが3月から、先程も申し上げました通り3月から4月にかけて伊勢路も柏尾もそれから桐ヶ丘も自治会長が或いは区長さんが変わると。こういう事ございましたので、取組んでいなかった訳でございますが区長も、新しい区長が替りましたんでこれから精力的に取組んで参りたいと考えております。

それから4番目の機種選定の状況は、と地元への説明。という事でございますが機種の選定につきましては先程の梶田議員にもご説明申上げた通り今現在ごみ処理施設比較検討審査委員会で発注条件の適合性について審査をいただいているところでございます。それから地元への説明でございますが、これは従来よりガス化溶解炉のシャフト式或いは流動床式とこういう方式についてご説明をいたしてきたところでございまして地域の方々につきましてはそれはご存じの事と存じております。

それから5番目の都市計画審議会の付帯意見でございますがその内容と考え方でございますが名張市の都市計画審議会、ご承知の通り4月の18日に開催を致しました。付帯意見と致しましては防災、危機管理、安心安全な操業に十分配慮する。ふたつめが施設の安全性等で周辺地域の理解が得られる様務める。それから3番目に利便性を低下させないよう中継所などの設置などの措置を講ずる。それから4番目として環境問題に対する気運を高めるための施設造りに努める。と、この4点でございました。伊賀市の都市計画審議会におきましては4月の13日に開催をしていた

いただきました。意見書と、付帯意見としまして先ず1つ目が伊賀市から見ての投資コストなどについて十分吟味し市民に対し今後も理解が得られる様務められたいと。ふたつめとして道路交通について立地により影響を受ける地域住民に対し負担とならない様な努力をお願いすると。みつつめが公害防止に関しては十分注意し進めて頂きたいと。このような意見具申でございました。私どもは当然の事ながら付帯意見に沿った努力を今後して参りたいと考えております。

以上でございます。尚、3番目の施設に投入される廃棄物の質及び量は室長の方から申し上げますので宜しく願いをいたします。

議長（山村博亮） 清掃工場建設室長。

清掃工場建設室長（夏秋佳生） ご質問いただきましたごみの質及び量について私どもの方からお答えをさしていただきたいと思います。公害防止協定の中では、廃棄物の質及び量について把握をし負荷を調整し能力を超えないようにする。と、いうふうになっておまして、おっしゃっていただく通り機種或いは又、方式を選定する場合におきましてはこのごみ量、ごみ質が最も大きな要素となってきました。そういった事の中では平成16年度にごみ処理施設整備検討委員会を設置しその中でこれまでのごみ量、ごみ質を調査データを基にして新しく今後予測される分別資源化を踏まえながらごみ量やごみ質を想定しこれまでシャフト式及び流動床式の機種選定を行ってきたところであります。そう言ったことでは引き続き検討される中でおいてある一定の中で想定はしておりますがこのごみ量、ごみ質を常に管理して行かなければならないと思っております。そう言ったこと、そのためには、と言いますのは施設の運転管理に大きく影響するというふうに考えておまして、そういったことでは引き続き私どもも数回、年に数回にそういった分析調査を行いながら調査をやって行くこととしておりますし又、今後そういった大きな変化が伴う事につきましては引き続き地元にも説明をして参りたいと思っております。以上でございます。

議長（山村博亮） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） はい。立木補償につきましてはご説明をいただきました。単に用地買収のみならず、やはりそれ以外のところでも様々な補償も出てくるというふうな事を聞かせていただいた訳ですが、私はあえて山林或いは田の地図を示してほしいという事を先の全協の場で申し上げた訳ですけれども、その辺もしっかりと私達が確認する必要があるのではないかというふうに思いましたので、全容を知るために

聞かせていただき又見させていただきたいというふうに思っておりますので、その辺の資料については後日又、是非提出していただきたいという事をお願いをいたしておきたいと思えます。

それから奥鹿野と福川以外の3地区につきましては今後精力的にというふうな事でございます。公害防止協定についてどんな内容で何時頃示していただけるのかというふうな質問をさせていただきましたが、これに対するご答弁がございましたのでその辺の考え方も又、改めてお聞きしておきたいというふうに思えます。公害防止協定の中でのごみの質と量の関考え方について担当の方も、このごみの質と量が運転管理に大きく影響して行くんだというふうな、とらまえ方をして頂いております。で、そういう意味では当初の検討委員会などを出していただきました質と量です。ねその量につきましても以前のごみゼロアクションの中で出された計画の範囲で量を出しているのではないかというふうに思う訳です。今後、まだ分別を拡大して行かれるというふうな事でその内容についてはプラスチックと生ごみ等になる訳ですけれども、それは十分入っているんだというふうな事でございます。で私どもがこの間の議会の質問でも申上げてます様にこのごみの中にはそれ以外の産業廃棄物が多く入っているというふうな事です。ずっと指摘をさせていただいている訳ですけれども、その産業廃棄物の扱いについて今後どうするのか。というふうな事をはっきり示すという事が私は今後のごみの減量に大きく影響してくるのではないかというふうに思えますので、その辺も踏まえてきちんとどれぐらいの規模か必要な何かというふうな事を出して行かなければ、私はいけないのではないかというふうに思う訳です。これは名張市のごみ量の推移ということで平成14年、15年、16年と家庭系ごみ、そして事業系ごみの燃やすごみ、燃やさないごみを以前に出していただいておりますけれども、平成17年度がもう済んでいる訳ですけれどもこれがこれがどの程度になっているかというふうな事をお聞きしておきたいというふうに思えます。途中であれば何月までの数字というふうな事で具体的にお聞きしたい訳です。その中で事業系のごみの中で産廃がどれだけの量を占めているのかというふうな事をお聞きしておきたいというふうに思えます。以前からこの産廃については入れないで欲しいというふうな事をお願いをしている訳ですが今現地点におきましてそのような事にはなっていないというふうに思えます。この取扱によって今後造られる清掃工場建の規模というのが変わってくるのではないかというふうに思えますので

その点についてあえて聞かせていただきたいというふうに思います。で機種を選定につまましてガス化溶融炉っていいですか、シャフト炉と流動床炉っていうのは地域の皆さんが理解していただいているというふうな事でございますけれども、このガス化溶融炉につまましてはまだ未開発の部分があって全国各地で事故を起こしたりしております。この辺について私はごみをこれからどうするかっていうふうな事についてこのままの状況が続けて行くなればごみに対する処理費用というのがどんどん引上げられていくのではないかとこのように思います。自治体がどの様に計画を立てて市民の皆さんに協力をしていただいて、ごみを減らして行くか。と、いうふうな事。又、ごみを出さないようにするためにはどうするか。と、いうふうな事を考えてその上でやはり質なり規模なりというふうな事が考えられるのではないかとこのように思いますし、その分別収集をきちんとした上でごみを排出すれば私はその質については本当にダイオキシンが沢山出るようなごみがどんどん減ってくるのではないかとこのように思う訳ですけれどもその辺の基本的な考え方を私は是非ともこの大きな財政負担をする訳ですのでこの際にしっかりと位置付けていただきたいというふうに思う訳です。以前からこの事につまましては質問をしてきておりますが以前として中身が変わっていないというふうな事ですのでその辺どのように考えていかれるのかというふうな事をお聞かせ願いたいというふうに思います。それから都市計画審議会の付帯意見ですね先ほどご答弁があった訳ですけれども周辺地域の理解を得るよというふうな事は名張市側から出されておりました。それから中継地について具体的に何ら示されていないという事で市民の方も又私ども議会も未だ内容について何も知らされていない訳ですけれどもどの様なものをお考えなのかというふうな事をお聞きしときたいのと伊賀市さんの方で出されております付帯意見、道路交通についてと、いうふうな事でかなり心配があったというふうな事でございますが通常収集車とか、それからいって認識の高い事業者の皆様方はそれで桐ヶ丘なり通らないというふうな事がしっかり言えるかというふうに思いますけれども、個人の皆さんが戸別にごみを搬入したりする場合っていうのはなかなかその統制がとりにくいのではないかとこのように感じる訳ですけれどもその辺にとってどの様な指導をなさって行かれるのかそれが本当に効果があって住民の皆さんの不安を抱かなくてというふうな状況になるのかどうかというふうな心配もありますのでその点についてもお答えいただきたいというふうに思います。

議長（山村博亮） 事務局長。

事務局長（山北政美） それでは議員の方からお尋ねあったごみ量についてご答弁させていただきます。

特に名張市のごみ量の推移についてご質問いただきました。14、15、16 それぞれ議員さんにお渡し資料をお持ちということで 17 年度実績についてお尋ねいただきました。17 年度の燃やすごみの総量が 23,499 トンになっております。この内議員ご指摘の産業廃棄物については 562 トン。これは、マニフェストによって管理したものでございます。それから燃やさないごみにつきましても総量で 17 年度が 7,690 トンでございます。この内産業廃棄物が 1,020 トンということになっております。尚、家庭系ごみと事業系ごみの分類については未だ手元に資料ございませんし出来次第議員の方にお渡しをしたいと思います。それからもう 1 件、産業廃棄物の事について少しお考えをいただきました。現状をお話しさせていただきます。以前にもご説明申上げましたように産業廃棄物の処理につきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 11 条第 2 項の規定を受けまして私ども伊賀南部環境衛生組合の方でも処分をさせていただいております。この法律の精神、中身を少し確認しますと当然ながらこの産業廃棄物の処理につきましては、既に清掃事業の対象として従前からそれぞれ取り扱いをおこなっていた実態が全国的に存在していると、こういった事からですねその実態にあった取扱を継承することが現実的な方策であるとして認知したものであると解釈されますし又、一方特に中小企業の個別処理にゆだねる事につきましてはですね、生活環境の補てん上の支障等の理由から適当でない事が多いのでこういった法律規定があるという事で理解をしております。私ども伊賀南部環境衛生組合もこの法律の精神を受けまして産業廃棄物についても取扱い一部させていただいておりますので今後検討する事とは別にしまして現状を説明を申し上げます。私どものほうからは以上です。

議長（山村博亮） 副管理者。

副管理者（今岡睦之） 伊賀市の都計審で意見として出ておりました直接搬入の件であります。基本的には生ごみと、燃えるごみにつきましては収集ですから桐ヶ丘の中は通りません。ただ個人の方がですね例えば大型の粗大ごみとか或いは不燃物とかですね、そういうふうなものでこれも収集日決まっておりますから基本的には出してもいいんですが、大量に出た場合に運ばれる場合が中にはございますからそういう

場合は伊賀市といたしましては出来るだけですね通常のいわゆる業者の通る道路を  
通ってくれるように指導をしていくというふうな考え方でおりますので、通常のパ  
ッカー車等はですね当然業者の車ですからこれは桐ヶ丘は通りません。というふう  
な考え方で都計審ではお話しをいたしておりまして、都計審としては全会一致で答  
申を頂いたという事でございます。現の立地場所でいいという事を、の答申を全会  
一致で頂いております。

議長（山村博亮） 清掃工場建設担当理事。

清掃工場建設担当理事（山崎幸雄） はい。私の方から公害防止協定の内容という事で  
ございますが、これは去る 2 月 20 日に協定を致しております奥鹿野とそれから福川  
地区ここと協定いたしました公害防止協定と同じものでございますのでそういうふ  
うにご理解いただきたいと思えます。尚この協定書については伊賀市・名張市の議  
員さんにはお配りしてあるところでございます。

それから付帯意見の中で名張市側の付帯意見でございますが施設の安全性で地域  
周辺地域の理解が得られる様という事でございます。これにつきましては当然の事  
ながら公害防止協定、後の 3 区については公害防止協定を結ばさせていただくと。  
こう言う事でございます。それから中継所の設置の内容でございますが先程もご答  
弁申しました様に未だもう少し時間を頂きたいと。このように考えてるところで  
ございます。以上でございます。

議長（山村博亮） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） はい。公害防止協定につきましては、3 月議会に示していただ  
いたものと同じ内容だというふうな事でございます。地域の皆さんにはやはり 1 日も  
早く示していただいてそれが本当に理解得られるのかどうかというふうな事の結果  
もまだ見れてないというふうな事では私どもはまだちょっと不安が残るというふう  
に思います。

それからごみの質と量ということで平成 17 年度の量をトータルとそれから産廃の  
分だけ知らせていただいた訳ですけれども、やはり産廃をどうするかというふうな  
基本的な考え方というのは先程のご答弁では今後検討することは別にしてというふ  
うな事でしたのでその意気込みがなんら感じ取れない訳ですけれどもこの辺につ  
いてはきちんとやはり位置付けていただきたいというふうに思います。名張市として  
伊賀南部環境衛生組合としてどうしていかれるのかというふうな事についてですね、

きちんと位置付けていただきたいというふうに思います。それから先程、伊賀市さんの方での道路交通についてお答えいただいた訳ですがこれは伊賀市さんの方々だけではなくって名張市からも搬入されるのが勿論もっともっと多い訳ですので名張市の側の考え方も聞いておかななくてはいけないなというふうに思う訳ですけれども、それによって周辺の皆さんがご迷惑をこうむらない様な形にちゃんと安心、安全が守っていけるのかどうか。地域の皆さんの不安を感じなくていけるのかどうか。というふうな事についてお聞きをしておきたいというふうに思います。中継地については未だもう少し時間をという事ですのでまあ、待たせていただくしか方法がないのかなあというふうに思います。この都市計画審議会の答申を受けて知事の同意を得るべく申請をさせていただいている訳ですけれども、今は自治体に今、権限が大きくゆだねられている訳ですので知事、県知事の方は文章を見て同意をするというふうな仕事のみかというふうにも思える訳ですけれどもきょうの時点では伊賀市さんは何時ごろ出されたのか解らないですけれども朝の時点では未だ届いていないというふうな事を聞かせていただいているんですけれども、そして名張市の方も届いておりますけれども追加の書類があるというふうな事で未だそれは届いてないというふうな事でございました。確かに権限は市町村にある訳ですけれどもやはりこういった事務的な経過というふうな事もきちんと認められた上で私は議決をするべきではないか。というふうに思う訳ですけれども、その辺についてどの様にお考えでしょうか。というふうな事をお聞きをしておきたいというふうに思います。

議長（山村博亮） 清掃工場建設担当理事。

清掃工場建設担当理事（山崎幸雄） はい。奥鹿野と福川の他の残る3地区につきましの公害防止協定につきましては、協定案を持ってご説明に伺わせていただくと、こう言う事でございます。それから、伊賀市の審議会でありました付帯意見の中で、名張市はどう考えているんかって、いう事でございますが、これにつきましては一般の車輛等に付きましては広報等により周知、徹底を致しておきたいと。この様に考えておるところでございます。

それから、都市計画決定の話でございますが。従来から都市施設の都市決定につきましては、市が審議会を開催し都市計画決定を行い県の承認が必要でありましたが議員ご承知の通り平成12年には県には承認ではなく同意を求める様になってきた訳でございます。従いまして今回の都市施設でありますごみ処理場に係わる都市計

画決定につきましては名張市、伊賀市の都市計画審議会でご承認をいただいたところでございます。従いまして私ども事務屋としては今月の末には告示決定が成されるものと聞いておるところでございます。以上でございます。

議長（山村博亮） 事務局長。

事務局長（山北政美） 産業廃棄物の今後の取扱いについて再度、議員の方からご指摘をいただきました。この事はもう既に私ども環境衛生組合も含めましてですね、それぞれの市の担当部局とも引続き産業廃棄物の処理については推進をして行きたいという考えです。当然ながら廃掃法精神であります様に事業者は事業活動から発生したごみについては処理責任がございますのでこの事についても引続き指導をして行きたいと思っております。ただ、全国的に少し問題になっているのはこの事業系ごみ、特にプラの分別等の中ですね経費等の問題が問題になっておりますのでそういった国の施策とも整合をしながらですね産業廃棄物の取扱いについてはですね関係します市当局とも十分連携を取って進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきます。

議長（山村博亮） 他に質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶものあり）

議長（山村博亮） ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。橋本マサ子議員。

（議員橋本マサ子登壇）

議員（橋本マサ子） ただいま、上程されております議案第4号 財産の取得について反対の立場で討論を行います。

当議案は新清掃工場建設地としての用地買収に関するものでございます。先の3月議会では3年間の継続費として焼却施設へ46億5,000万円、リサイクル施設に18億円、施工管理業務委託に1億3,300万円、合計65億8,300百万円が、既に議会の賛成多数で議決をされております。ただいま提案されております財産の取得が認められれば具体的な工事が進められる事になります。本日までの議会での議論、都市計画審議会までに寄せられた伊賀市、名張市の住民の皆さんの心配などなど様々な動きがありました。実質上この事業のスタートを決める本日の質問に対する答えを聞いても周辺住民の皆さんにご理解を得るための努力不足が感じ取れます。ご理解の熟度が成熟されていないようにも思います。また、ガス化溶融炉反対、といった看板が目につく中で機種を選定もままならない計画内容の全貌が不明のまま部分的に事を

進めて行く手法は住民の皆さんへの説明責任を果たした事になりません。本来、新規の事業計画を進めようとするなら計画の全貌を明らかにしていただき議会での議論、そして住民の理解を求めるのが常道ではないでしょうか。また、その前段としてごみ問題に関する基本的な仕組みをつくる姿勢を確立しなければ自治体のごみ処理経費を削減する事はできません。財政難の今だからこそ、そこに力点を置くべきだと思います。容器包装ごみが増え、かさ張るごみの収集運搬の苦勞と最終処分場不足に自治体が悩まされる事から 1995 年 6 月に容器包装リサイクル法が制定されました。市町村は分別収集、事業者は再商品化、消費者は分別する、という責任をそれぞれ担うということになった訳でございます。この様な事から住民の分別収集に対する努力により資源化は一定進みましたが、一方でリターナブル容器が激減してワンウェイ容器。つまり使い捨て容器が増加してしまったのでございます。資源化という名の基に大量生産、大量消費、大量廃棄の悪循環で結局ごみを増やしてきたという実態がはっきりと表れているといえます。自治体は資源化を促進すればするほど費用負担がかさみ、資源化貧乏といった悲鳴が上がっています。環境省の試算によると自治体の資源化費用負担は年間 3 千億円にも及んでいるといわれています。これに比べて事業者のリサイクル費用負担があまりにも軽すぎる事が問題であり拡大生産者責任の原則を明確にする事が求められています。ドイツでは缶、ビン、ペットボトル等のプラスチック容器に入ったミネラルウォーター、炭酸飲料、ビールを強制的にデポジットの対象にしています。この様なルールを法律できちんと作って皆で守ろうという市民の意識の高さ・企業の対応に学ぶべきではないでしょうか。ごみ問題を、ごみ問題はごみを出さないようにする仕組みをどう作るのかに尽きるのではないのでしょうか。その為にデポジット制度の法制化等、再利用を義務付ける法整備こそが今必要であり自治体からも強く、強く求める時だと思います。事業者の努力もなしに出されたごみを政府の方針に添って黙々と処理しその為の財政負担は住民の税金であるという事を忘れてはなりません。現在の最終処分場では予定より早く満杯になり、結局、焼却にたよっている現状を続けるような計画には賛成できません。以上、財政負担の大きい事業を進めるときには自治体としての基本的な姿勢を確立して住民の理解が得られる手法にする事を求めて私の反対の討論とさせていただきます。

議長（山村博亮） 橋本隆雄議員。

（議員橋本隆雄登壇）

議員（橋本隆雄） 私は、議案第4号の財産の取得につきまして賛成の立場から討論を致したいと思います。

廃棄物の適正な処理は地球環境の保全と密接に関係する重大な課題であると共に市民生活に直結する身近な問題であり行政サービスの根幹でもあると認識してるところであります。取り分け新清掃工場の建設は現清掃工場が平成20年6月の操業期限となっている状況下において、その整備促進は当組合にかせられた最重要課題であります。この新清掃工場整備にかかわりましては平成16年4月奥鹿野地内を候補地とした生活環境影響調査の取組みについて決定して以降、両市議会及び組合議会でその後の取組み状況等の報告を受けるなど慎重審議をしてきたところであります。

これまでの行政側の取組みの結果、本年2月には立地地区である伊賀市奥鹿野区並びに最も近くの福川区の2地区とは立地について理解を得、新清掃工場建設に、設置に関する協定を締結されたところであります。又、法手続きの一環としての都市計画決定についても先頃、両市の都市計画審議会で慎重審議の中で承認された状況にあります。更に予算措置も昨年10月26日補正第1号の中で既に用地費5,110万円。補償費190万円を議決されているところでもあります。従って今回の提出議案であります財産の取得につきましてはこうした経緯、手続きを経ており、その取得価格においても2社より徴収した不動産鑑定価格内での適正価格が設定されており適正な行政行為と判断しているところであります。新清掃工場建設事業に関しましては市民生活に必要不可欠な施設として、その整備時期を逸することのないように引続き事業を推進されると共に、より効率的な事務運営に一層の努力をされる事を強く要望致しまして私の賛成討論と致します。

議員の皆様方のご賛同を心からお願いいたします。

議長（山村博亮） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山村博亮） 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第5号 監査委員の選任について同意を求めることについて

議長（山村博亮） 日程第7 議案第5号 監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

（議員宮崎由隆退席）

議長（山村博亮） 議案を朗読させます。議会書記長。

（議会書記長が議案朗読）

議長（山村博亮） 提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めるにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたび議員のうちから選任され監査委員をお勤めいただいております中岡久徳氏が平成18年4月14日付で監査委員を辞職されました為、後任として宮崎由隆氏に監査委員をお願い致したく、組合規約第10条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。ご承知の通り宮崎氏は地方行政に豊富な経験と深い見識を有しまさに監査委員として適任であると考え次第であります。

何とぞ宜しくご同意を賜ります様お願いを申し上げまして提案理由のご説明といたします。

議長（山村博亮） これより質疑を行ないます。

（「議事進行」と呼ぶものあり）

議長（山村博亮） 質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（山村博亮） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第8 議案第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（山村博亮） 日程第 8 議案第 6 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。議会書記長。

（議会書記長が議案朗読）

議長（山村博亮） 提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第 6 号 公平委員会委員の選任につき同意を求める事につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は欠員となっております公平委員会委員に山中美代子氏を選任することについて地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。ご承知の通り山中氏は現在名張市公平委員会委員をお勤めをいただいております。ご承知の通り山中氏は現在名張市公平委員会委員をお勤めをいただいております。地方行政に豊富な経験と深い見識を有し、また、人格が高潔で公平委員会委員としてまさに適任者であると確信し委員をお願いするものでございます。

何とぞご同意を賜われます様お願いを申し上げまして提案理由のご説明と致します。

議長（山村博亮） これより質疑を行ないます。

（「議事進行」と呼ぶものあり）

議長（山村博亮） 質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 6 号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（山村博亮） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして本組合議会臨時会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

これをもって平成 18 年 4 月伊賀南部環境衛生組合議会第 146 回臨時会を閉会致します。

ご苦労さんでございました。

午後 2 時 3 7 分閉会

~~~~~

議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

議 長

議 員

議 員